

＜使用開始日＞  
2016年2月27日

# ノムラ・アジア・コレクション

ノムラ・アジア・コレクション(アジアブランド株式 Aコース)  
ノムラ・アジア・コレクション(アジアブランド株式 Bコース)

追加型投信 海外 株式

ノムラ・アジア・コレクション(短期アジア現地通貨建て債券 Aコース)  
ノムラ・アジア・コレクション(短期アジア現地通貨建て債券 Bコース)

追加型投信 海外 債券

## 【投資信託説明書（交付目論見書）】



＜委託会社＞ 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第373号 ■設立年月日:昭和34年(1959年)12月1日

■資本金:171億円(平成28年1月末現在) ■運用する投資信託財産の合計純資産総額:27兆4558億円(平成27年12月30日現在)

＜受託会社＞ 野村信託銀行株式会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なうノムラ・アジア・コレクションの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成28年2月26日に関東財務局長に提出しており、平成28年2月27日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104  
<受付時間>営業日の午前9時～午後5時



★ホームページ★

<http://www.nomura-am.co.jp/>



★携帯サイト★ (基準価額等)

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



ファンド名	商品分類		
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
アジアブランド株式 Aコース	追加型	海外	株式
アジアブランド株式 Bコース			債券
短期アジア現地通貨建て債券 Aコース			
短期アジア現地通貨建て債券 Bコース			

ファンド名	属性区分				
	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
アジアブランド株式 Aコース	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年4回	アジア エマージング	ファミリー ファンド	あり (米ドル売り 円買いヘッジ)
アジアブランド株式 Bコース					なし
短期アジア現地通貨建て債券 Aコース	その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	年4回	日本 アジア エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	あり (米ドル売り 円買いヘッジ)
短期アジア現地通貨建て債券 Bコース					なし

\* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

- アジアブランド株式 Aコース/Bコース（「アジアブランド株式」といいます。）  
中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。  
※ファンド名にある「アジアブランド株式」とは、アジアにビジネスの基盤を置き、高い競争力を背景にアジアの成長を牽引・享受する企業の株式を指します。
- 短期アジア現地通貨建て債券 Aコース/Bコース（「短期アジア現地通貨建て債券」といいます。）  
インカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

### ファンドの特色

#### ■主要投資対象

##### ● アジアブランド株式

日本を除くアジア諸国・地域の企業の株式(DR(預託証書)<sup>※1</sup>を含みます。)等を実質的な主要投資対象<sup>※2</sup>とします。

※1 Depositary Receipt(預託証書)の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

※2 「実質的な主要投資対象」とは、「アジアブランド株式 マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

##### ● 短期アジア現地通貨建て債券

日本を除くアジア諸国・地域の現地通貨建ての国債、ソブリン債、準ソブリン債およびアジア現地通貨建ての国際機関債を実質的な主要投資対象<sup>※</sup>とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、外国投資信託や「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

#### ■投資方針

「ノムラ・アジア・コレクション」は、アジアの資産に投資する4つのファンドで構成されています。

##### ● アジアブランド株式

◆ 株式への投資にあたっては、収益性、成長性等の観点から、定量的に銘柄群の絞込みを行なった後、商品・サービス力、コスト管理力、事業展開力等の観点から各企業がもつ競争力について定性判断を行なうことにより、組入銘柄を選別します。

◆ ポートフォリオの構築にあたっては、事業環境、市場環境、流動性、企業収益動向、バリュエーション等を総合的に勘案します。

・株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、投資信託証券および償還金額等が株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

◆ 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

・投資対象市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式の実質組入比率を引き下げる場合があります。

◆ Aコースは原則として米ドル売り円ヘッジを行ない、Bコースは原則として為替ヘッジを行ないません。

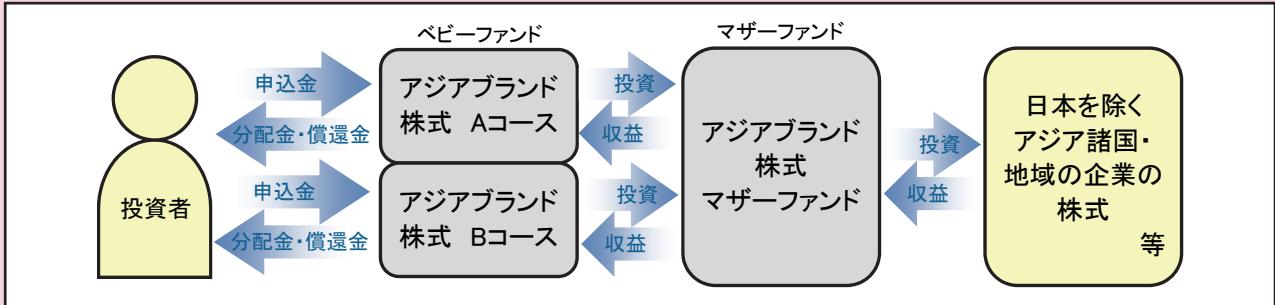
ファンド	為替ヘッジ手法
Aコース <sup>*</sup> (米ドル売り円ヘッジ)	実質組入資産の通貨配分にかかわらず、実質組入外貨建資産の純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替予約取引等を行ないます。
Bコース (為替ヘッジなし)	実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

※ファンドは、2011年11月の当初届出時におけるアジア諸国・地域の通貨の取引にかかる規制や為替ヘッジにかかるコスト、各アジア諸国・地域の通貨と米ドルとの連動性等を勘案し、米ドル売り円買いの為替予約取引等を行なうことで、対円での為替ヘッジ効果を狙います。

- ◆マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッドに、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

委託する範囲	海外の株式等の運用
委託先名称	NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)
委託先所在地	シンガポール共和国 シンガポール市

- ◆ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



### ●短期アジア現地通貨建て債券

- ◆円建ての外国投資信託「ノムラ・カレンシー・ファンドーアジアン・ボンド・ファンド」および国内投資信託「野村マネー マザーファンド」を投資対象とします。

- ・投資する外国投資信託において、Aコースは原則として米ドル売り円ヘッジを行ない、Bコースは原則として為替ヘッジを行ないません。

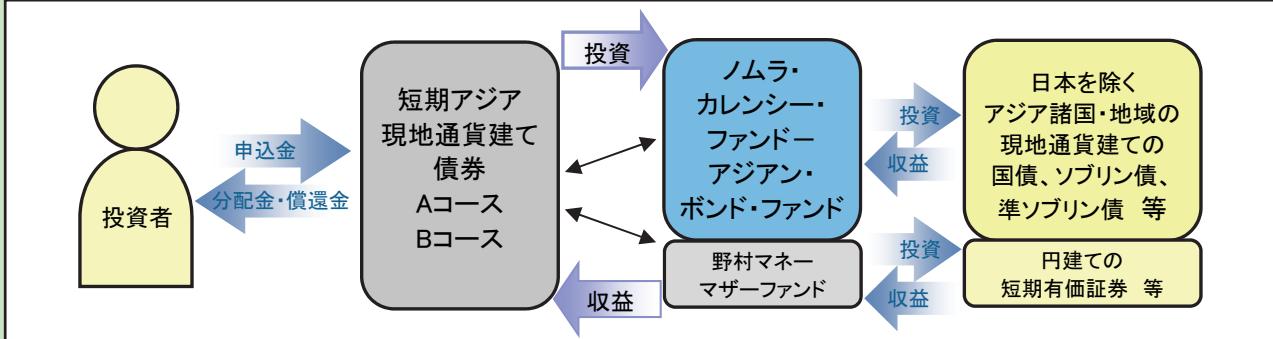
ファンド	為替ヘッジ手法
Aコース※ (米ドル売り円ヘッジ)	ポートフォリオの通貨配分にかかわらず、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替予約取引等を行ないます。
Bコース (為替ヘッジなし)	原則として為替ヘッジを行ないません。

※ファンドは、2011年11月の当初届出時におけるアジア諸国・地域の通貨の取引にかかる規制や為替ヘッジにかかるコスト、各アジア諸国・地域の通貨と米ドルとの連動性等を勘案し、米ドル売り円買いの為替予約取引等を行うことで、対円での為替ヘッジ効果を狙います。

- ◆通常の状況においては、「ノムラ・カレンシー・ファンドーアジアン・ボンド・ファンド」への投資を中心とします\*が、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。

- ※通常の状況においては、「ノムラ・カレンシー・ファンドーアジアン・ボンド・ファンド」への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

- ◆ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■投資対象とする外国投資信託の概要

ノムラ・カレンシー・ファンドーアジアン・ボンド・ファンドークラスH-JPY／クラスNH  
(ケイマン諸島籍円建外国投資信託)

<運用の基本方針>

主 要 投 資 対 象	日本を除くアジア諸国・地域の現地通貨建ての国債、ソブリン債、準ソブリン債およびアジア現地通貨建ての国際機関債
投 資 方 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本を除くアジア諸国・地域の現地通貨建ての国債、ソブリン債、準ソブリン債およびアジア現地通貨建ての国際機関債を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と値上がり益の獲得を目指すことにより、中長期的なトータル・リターンの最大化を追求します。</li> <li>・債券への投資にあたっては、高いインカム水準を確保するため、より利回りの高い債券市場に着目します。</li> <li>・各投資対象通貨へのエクスポージャーを調整することを目的として、為替予約取引等を活用する場合があります。</li> <li>・ポートフォリオのデュレーションは、原則として3年以下とします。</li> <li>・ポートフォリオの平均格付は、原則としてBBB一格以上とします。</li> </ul> <p>&lt;クラス H-JPY&gt; 原則として純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替予約取引等を行ないます。</p> <p>&lt;クラス NH&gt; 原則として為替ヘッジを行ないません。</p>
主 な 投 資 制 限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への投資は行ないません。</li> <li>・社債への投資は行ないません。</li> <li>・準ソブリン債への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の20%以内とします。</li> <li>・同一通貨建ての債券への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の35%以内とします。</li> <li>・同一通貨へのエクspoージャーは、原則としてファンドの純資産総額の35%以内とします。</li> <li>・同一国・地域の発行体が発行する債券への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の35%以内とします。</li> <li>・投資信託証券への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。</li> <li>・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。</li> </ul>
収 益 分 配 方 針	年4回、投資顧問会社と協議の上、受託会社の判断により、分配を行なう方針です。
償 返 条 項	当初設定日(平成23年12月19日)より3年経過後において、全クラスの合計の純資産残高が30億円を下回った場合にはファンドを、各クラスの純資産残高が30億円を下回った場合には当該クラスを、それぞれ償還する場合があります。

<主な関係法人>

受 託 会 社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
投 資 顧 問 会 社	野村アセットマネジメント株式会社
副 投 資 顧 問 会 社	アバディーン アセット マネジメント アジア リミテッド
管 理 事 務 代 行 会 社 保 管 銀 行	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー

<管理報酬等>

信 託 報 酬	純資産総額の0.58%(年率)
申 込 手 数 料	なし
信 託 財 産 留 保 額	1口につき純資産価格の0.3%(当初1口=1万円)
そ の 他 の 費 用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。 ファンドの設立に係る費用(3年を超えない期間にわたり償却)。

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

■「野村マネー マザーファンド」について

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## ■スイッチング

「アジアブランド株式」の「Aコース」「Bコース」間、「短期アジア現地通貨建て債券」の「Aコース」「Bコース」間でスイッチングができます。  
(販売会社によっては、一部または全部のスイッキングのお取扱いを行なわない場合があります。)

## ■主な投資制限

### ●アジアブランド株式

株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

### ●短期アジア現地通貨建て債券

株式への投資割合	株式への直接投資は行いません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への直接投資は行いません。
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行いません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

## ■分配の方針

原則、毎年3月、6月、9月および12月の7日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

### ●アジアブランド株式

分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。

### ●短期アジア現地通貨建て債券

分配金額は、分配対象額の範囲内で、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。



\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### ● アジアブランド株式

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
為替変動リスク	<p>「Bコース」は、実質組入外貨建資産について、為替変動の影響を受けます。</p> <p>「Aコース」は、当初届出時におけるアジア諸国・地域の通貨の取引にかかる規制や為替ヘッジにかかるコスト、各アジア諸国・地域の通貨と米ドルとの連動性等を勘案し、実質組入外貨建資産の純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行うことで、対円での為替ヘッジ効果を狙います。ただし、例えば実質組入外貨建資産にかかる通貨に対する円高と、米ドルに対する円安が同時に進行する等、実質組入外貨建資産にかかる通貨と米ドルとの連動性や投資環境等が大きく変化した場合には、ヘッジ効果が得られない場合があるほか、双方の為替変動の影響による二重の損失が発生する場合等があります。</p> <p>なお、円金利が米ドル金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。</p> <p>各ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。</p>

#### ● 短期アジア現地通貨建て債券

債券価格変動リスク	債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。また、ファンドの実質的な投資対象に含まれる格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。
為替変動リスク	「Bコース」が投資するクラスNHにおいては、原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行いませんので、為替変動の影響を受けます。

「Aコース」が投資するクラスH-JPYにおいては、当初届出時におけるアジア諸国・地域の通貨の取引にかかる規制や為替ヘッジにかかるコスト、各アジア諸国・地域の通貨と米ドルとの連動性等を勘案し、当該クラスの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行なうことで、対円での為替ヘッジ効果を狙います。ただし、例えば実質組入資産にかかる通貨に対する円高と、米ドルに対する円安が同時に進行する等、実質組入資産にかかる通貨と米ドルとの連動性や投資環境等が大きく変化した場合には、ヘッジ効果が得られない場合があるほか、双方の為替変動の影響による二重の損失が発生する場合等があります。

なお、円金利が米ドル金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

各ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

\* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- ◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 各ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。  
上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入(スイッチングによる購入を含みます。)・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入(スイッチングによる購入を含みます。)・換金の各受付けを取り消す場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。  
投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。  
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

### ● アジアブランド株式に関する留意点

- ・投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、各コースにおいては、ベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。

### ● 短期アジア現地通貨建て債券に関する留意点

- ・投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
  - ・各コースが各自投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、当該コースを繰上償還させます。
  - ・外国投資信託において為替取引を行なう一部の新興国の為替市場においては、内外の為替取引の自由化が実施されておらず、実際の現地通貨での金銭の受渡しに制約があるため、ファンドはNDF※（ノン・デリバラブル・フォワード）を用いる場合があります。
- NDFの取引価格の値動きと、実際の為替市場の値動きは、需給などの市況や規制等により大きく乖離する場合があり、その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。なお、今後、NDFが利用できなくなった場合、ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。

※NDFとは、為替取引を行なう場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いず、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。

- ・店頭デリバティブ取引に関して、将来、国際的に規制の強化等が予定されています。ファンドが投資対象とする外国投資信託が原則として活用するNDFが当該規制強化等の対象取引となり、かつ、当該取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合、当該現金等を資産の一部として追加的に保有することとなります。その場合、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

## リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考查および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっています。

### ● パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查(分析、評価)の結果の報告、審議を行なっています。

### ● 運用リスクの管理

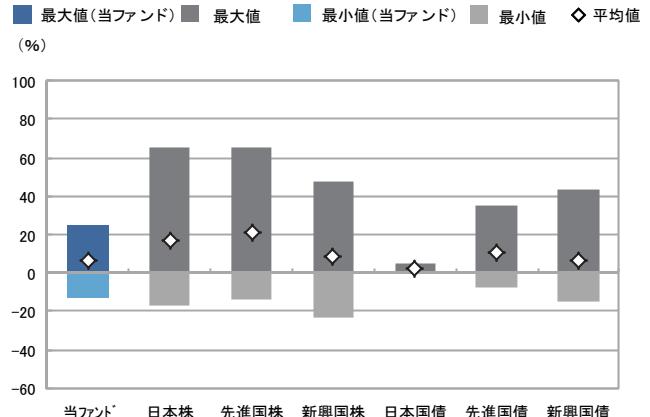
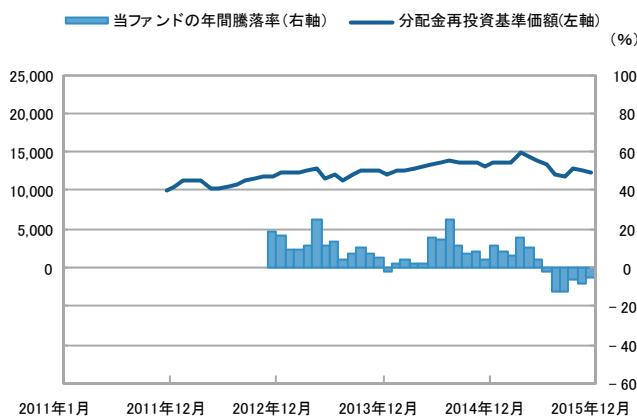
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

## リスクの定量的比較

(2011年1月末～2015年12月末：月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉 〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

### ●アジアブランド株式 Aコース



\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

\* 年間騰落率は、2012年12月から2015年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

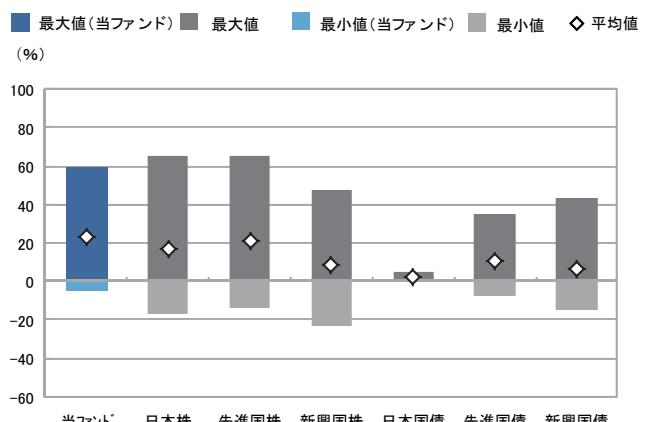
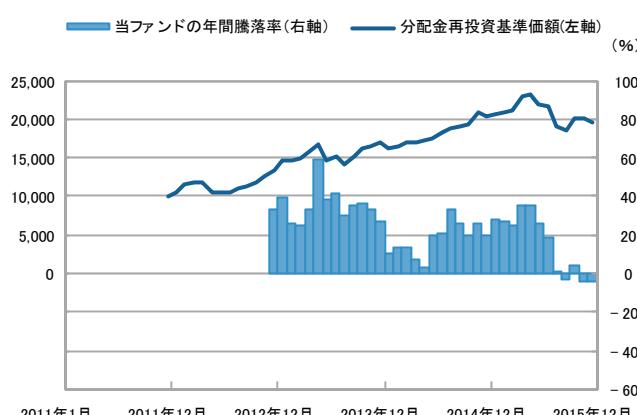
\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\* 2011年1月から2015年12月の5年間(当ファンドは2012年12月から2015年12月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

### ●アジアブランド株式 Bコース



\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

\* 年間騰落率は、2012年12月から2015年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

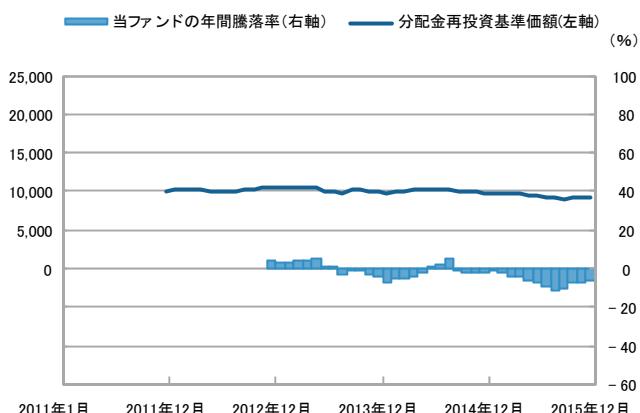
\* 2011年1月から2015年12月の5年間(当ファンドは2012年12月から2015年12月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

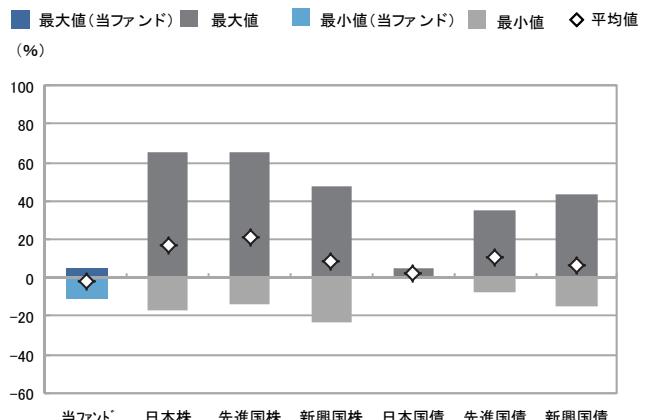
\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## 〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

## ●短期アジア現地通貨建て債券 Aコース



2011年1月 2011年12月 2012年12月 2013年12月 2014年12月 2015年12月



\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

\* 年間騰落率は、2012年12月から2015年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

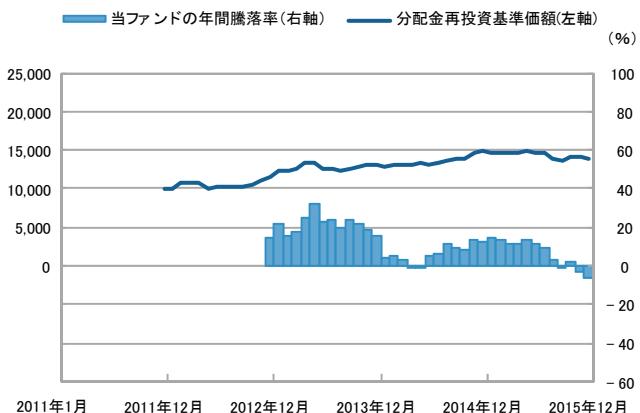
\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\* 2011年1月から2015年12月の5年間(当ファンドは2012年12月から2015年12月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

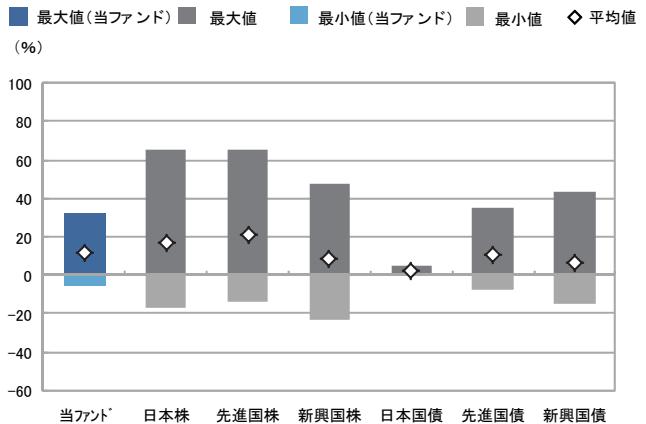
\* 決算日に対応した数値とは異なります。

\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## ●短期アジア現地通貨建て債券 Bコース



2011年1月 2011年12月 2012年12月 2013年12月 2014年12月 2015年12月



\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

\* 年間騰落率は、2012年12月から2015年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\* 2011年1月から2015年12月の5年間(当ファンドは2012年12月から2015年12月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

## &lt;代表的な資産クラスの指標&gt;

- 日本株: 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株: MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債: NOMURA-BPI国債
- 先進国債: シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

## ■ 代表的な資産クラスの指標の著作権等について ■

○東証株価指数(TOPIX)(配当込み)…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指標の算出、指数值の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

○MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)…MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債…NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。

○シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)…「シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」は、Citigroup Index LLCが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)…「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指標」とよびます)についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)('指標スパンサー')は、指標に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市场における投資機会を指標に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スパンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スパンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指標は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スパンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スパンサーに帰属します。

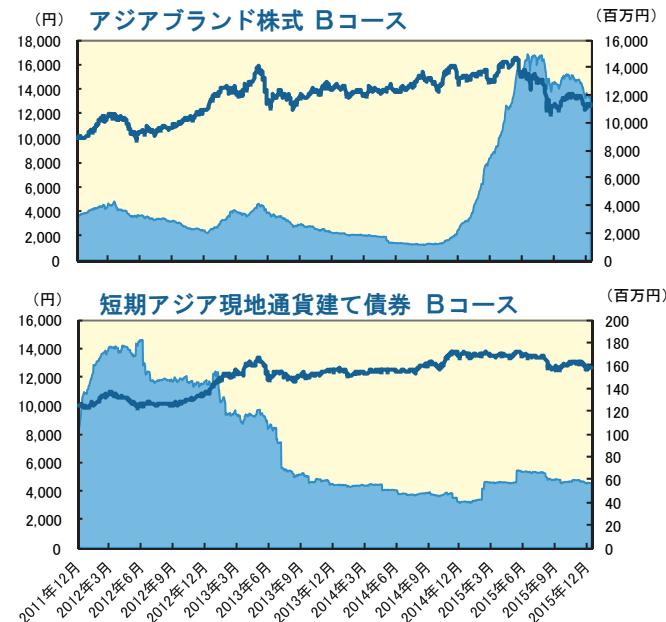
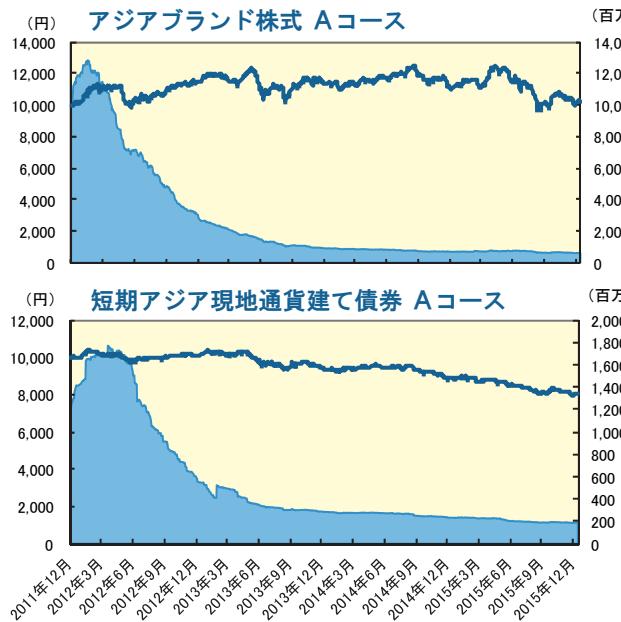
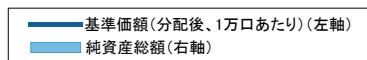
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所: 株式会社野村総合研究所、Citigroup Index LLC 他)

## 運用実績 (2015年12月30日現在)

### 基準価額・純資産の推移

(日次:設定来)



### 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

#### アジアブランド株式

	Aコース	Bコース
2015年12月	30 円	300 円
2015年9月	0 円	300 円
2015年6月	190 円	600 円
2015年3月	160 円	600 円
2014年12月	160 円	600 円
設定来累計	2,200 円	6,070 円

#### 短期アジア現地通貨建て債券

	Aコース	Bコース
2015年12月	75 円	75 円
2015年9月	75 円	75 円
2015年6月	75 円	75 円
2015年3月	75 円	75 円
2014年12月	75 円	75 円
設定来累計	1,200 円	1,200 円

## 主要な資産の状況

### アジアブランド株式

実質的な銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	業種	投資比率(%)	
			Aコース	Bコース
1	HDFC BANK LIMITED	銀行	3.2	3.2
2	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	海運業	3.0	3.0
3	AIA GROUP LTD	保険	2.7	2.7
4	MINTH GROUP LTD	自動車部品	2.6	2.6
5	DONGBU INSURANCE CO LTD	保険	2.4	2.4
6	WASION GROUP HOLDINGS LTD	電子装置・機器・部品	2.4	2.4
7	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	不動産管理・開発	2.4	2.4
8	S-1 CORPORATION	商業サービス・用品	2.4	2.4
9	SHENG SIONG GROUP LTD	食品・生活必需品小売	2.4	2.4
10	KANGWON LAND INC	ホテル・レストラン・レジャー	2.3	2.3

実質的な国/地域別投資比率(上位)

順位	国/地域 (通貨別)	投資比率(%)	
		Aコース	Bコース
1	香港	37.9	37.9
2	韓国	15.3	15.3
3	インド	13.0	13.0
4	台湾	9.6	9.6
5	シンガポール	5.9	5.9

### 短期アジア現地通貨建て債券

銘柄別投資比率

順位	銘柄	投資比率(%)	
		Aコース	Bコース
1	ノムラ・カレンシー・ファンド-アジアン・ボンド・ファンド	98.4	98.5
2	野村マネー マザーファンド	0.5	0.2

・「ノムラ・カレンシー・ファンド-アジアン・ボンド・ファンド」の資産内容

銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	投資比率 (%)
1	INDIA GOVERNMENT BOND	17.4
2	THAILAND GOVERNMENT BOND	13.2
3	KOREA TREASURY BOND	12.4
4	KOREA TREASURY BOND	11.4
5	POWER FINANCE CORP LTD	7.6

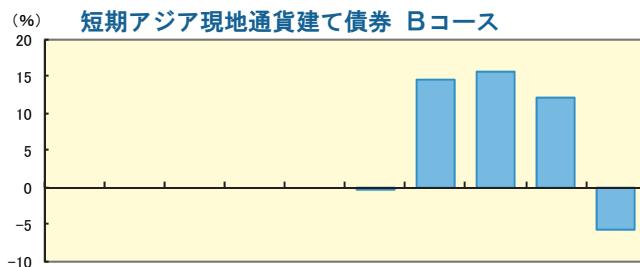
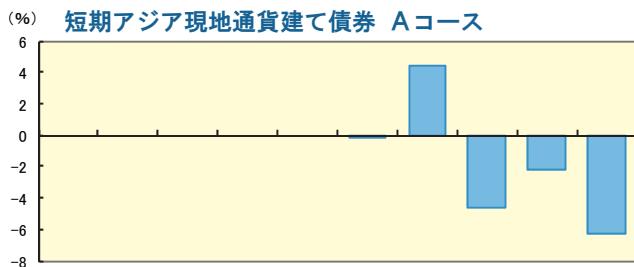
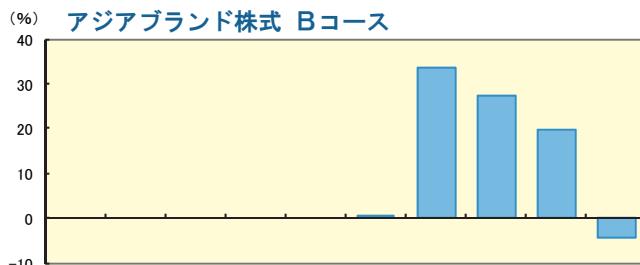
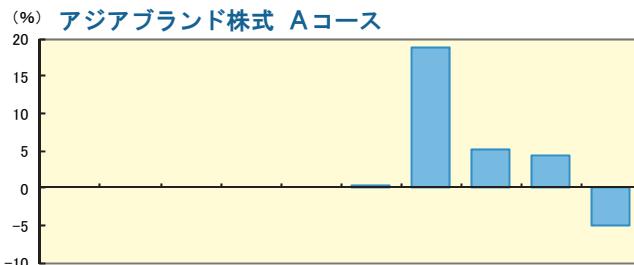
国/地域別投資比率

順位	国/地域	投資比率 (%)
1	インド	31.5
2	韓国	23.8
3	タイ	16.0
4	フィリピン	10.4
5	マレーシア	5.9

・国/地域は原則発行国・地域で区分しております。

## 年間収益率の推移

(暦年ベース)



・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。

・ファンドにベンチマークはありません。

・2011年は設定日(2011年12月16日)から年末までの収益率。

・2015年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

## 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	1万口以上1口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位 (購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、購入後に購入コースの変更はできません。)					
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)					
購入代金	原則、購入申込日から起算して7営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。					
購入に際して	販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。					
換金単位	1口単位または1円単位					
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額					
換金代金	原則、換金申込日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。 なお、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。					
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。					
購入の申込期間	平成28年2月27日から平成28年12月5日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。					
換金制限	1日1件10億円を超える換金は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。					
スイッチング	「アジアブランド株式」の「Aコース」「Bコース」間、「短期アジア現地通貨建て債券」の「Aコース」「Bコース」間でスイッチングができます。 スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 (販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)					
申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記に該当する場合には、原則、購入、換金、スイッチングの各お申込みができません。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">アジアブランド株式</td> <td>○申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合 ・香港取引決済所 ・シンガポール証券取引所 ・韓国証券取引所</td> </tr> <tr> <td>短期アジア 現地通貨建て債券</td> <td>○申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合 ・ニューヨークの銀行 ・ルクセンブルグの銀行 ・シンガポールの銀行</td> </tr> </table>		アジアブランド株式	○申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合 ・香港取引決済所 ・シンガポール証券取引所 ・韓国証券取引所	短期アジア 現地通貨建て債券	○申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合 ・ニューヨークの銀行 ・ルクセンブルグの銀行 ・シンガポールの銀行
アジアブランド株式	○申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合 ・香港取引決済所 ・シンガポール証券取引所 ・韓国証券取引所					
短期アジア 現地通貨建て債券	○申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合 ・ニューヨークの銀行 ・ルクセンブルグの銀行 ・シンガポールの銀行					
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。					
信託期間	-アジアブランド株式 平成33年12月7日まで (平成23年12月16日設定) -短期アジア現地通貨建て債券 平成28年12月7日まで (平成23年12月16日設定)					

繰 上 償 還	<p>・アジアブランド株式 「Aコース」、「Bコース」の受益権口数の合計が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。</p> <p>・短期アジア現地通貨建て債券 主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、償還となります。また、やむを得ない事情が発生したとき等は、償還となる場合があります。</p>
決 算 日	原則、毎年3月、6月、9月および12月の7日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年4回の決算時に分配を行ないます。(再投資可能)
信 託 金 の 限 度 額	各ファンドにつき、2000億円
公 告	原則、 <a href="http://www.nomura-am.co.jp/">http://www.nomura-am.co.jp/</a> に電子公告を掲載します。
運 用 報 告 書	6月、12月のファンドの決算時、償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課 稅 関 係	<p>課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。 * 上記は平成27年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。</p>

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ファンドの費用・税金

### ■ ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に <u>3.24%(税抜3.0%)以内</u> で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。) 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。
信託財産留保額	換金時に、基準価額に <u>0.3%</u> の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

##### ● アジアブランド株式

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。  
ファンドの信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。  
信託報酬率の配分は下記の通りとします。

信託報酬率		<u>年1.89%(税抜年1.75%)</u>
支払先の 配分 (税抜) および 役務の内容	<委託会社> ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.85%
	<販売会社> 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.85%
	<受託会社> ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.05%

##### 【運用の委託先の報酬】

マザーファンドの運用の委託先であるノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッドが受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎年6月および12月ならびに信託終了のとき支払われるものとし、その報酬額は、マザーファンドの平均純資産総額(日々の純資産総額の平均値)に年0.36%の率を乗じて得た額とします。

●短期アジア現地通貨建て債券

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分は下記の通りとします。

信託報酬率		年0.6264%(税抜年0.58%)
支払先の 配分 (税抜) および 役務の内容	<委託会社> ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.25%
	<販売会社> 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.30%
	<受託会社> ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.03%
投資対象とする外国投資信託の信託報酬率		年0.58%
実質的な負担 <sup>(注)</sup>		年1.2064% 程度 (税込)

(注)ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。

■ 他の費用・手数料

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・外貨建資産の保管等に要する費用(アジアブランド株式のみ)
- ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- ・ファンドに関する租税 等

■ 税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

\* 上記は平成27年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

\* 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

\* 法人の場合は上記とは異なります。

\* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 追加的記載事項

### ●ファンドの名称について

ファンドの名称については、正式名称ではなく略称等で記載する場合があります。

正式名称	ノムラ・アジア・コレクション (アジアブランド株式 Aコース)	ノムラ・アジア・コレクション (アジアブランド株式 Bコース)
略称等	アジアブランド株式 Aコース	アジアブランド株式 Bコース
	(米ドル売り円ヘッジ)を付記する場合があります。	(為替ヘッジなし)を付記する場合があります。
正式名称	ノムラ・アジア・コレクション (短期アジア現地通貨建て債券 Aコース)	ノムラ・アジア・コレクション (短期アジア現地通貨建て債券 Bコース)
略称等	短期アジア現地通貨建て債券 Aコース	短期アジア現地通貨建て債券 Bコース
	ノムラ・アジア・コレクション (短期アジア現地通貨建て債券A)	ノムラ・アジア・コレクション (短期アジア現地通貨建て債券B)
	(米ドル売り円ヘッジ)を付記する場合があります。	(為替ヘッジなし)を付記する場合があります。
	短期アジア現地通貨建て債券	

なお、全てのファンドを総称して「ノムラ・アジア・コレクション」という場合があります。

# MEMO

---

(当ページは目論見書の内容ではございません。)

# MEMO

---

(当ページは目論見書の内容ではございません。)

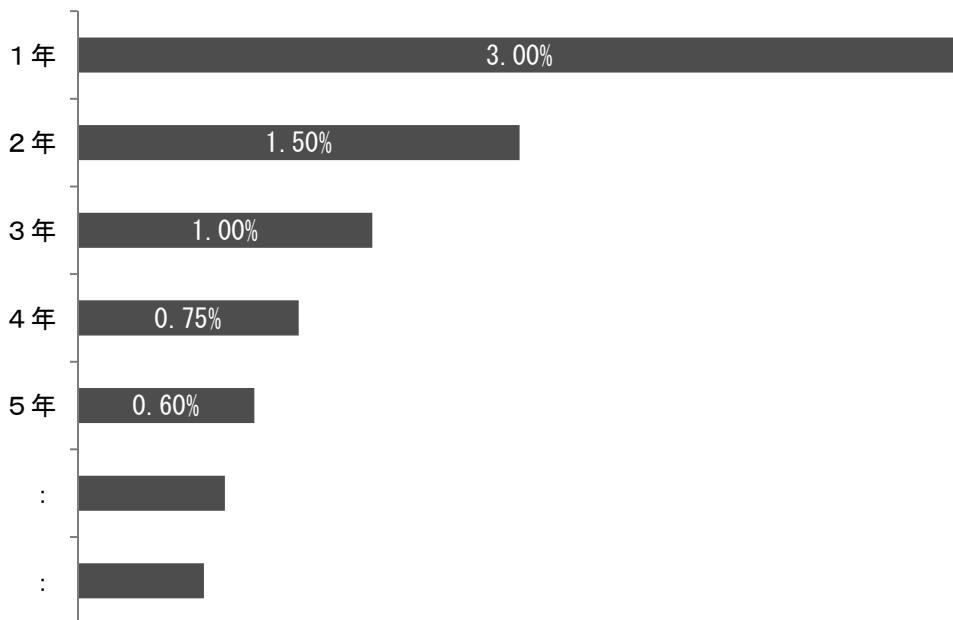
このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。  
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

## 投資信託の購入時手数料に関するご説明

■投資信託の購入時手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、換金時に保有期間に応じた換金手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。購入時手数料には別途消費税がかかります。  
実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面でご確認ください。  
投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。  
また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。  
実際の手数料率等の詳細は目論見書又は目論見書補完書面でご確認ください。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。  
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

### 「ノムラ・アジア・コレクション」の購入時手数料について

野村證券株式会社における購入時手数料は、購入申込日の翌営業日の基準価額に以下の手数料率を乗じた額とします。

(購入時手数料=購入口数×基準価額×手数料率)

購入口数	手数料率
1億口未満	3.24% (税抜 3.0%)
1億口以上 5億口未満	1.62% (税抜 1.5%)
5億口以上	0.54% (税抜 0.5%)

- ◆「自動けいぞく投資コース」を選択したご投資家が、収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
- ◆アジアブランド株式AコースとBコース間、短期アジア現地通貨建て債券AコースとBコース間のスイッチングの場合は無手数料とします。
- ◆野村證券株式会社における購入単位は以下のとおりです。(購入後のコース変更はできません。)

一般コース(分配金を受取るコース)	: 1万口以上1口単位または1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース(分配金が再投資されるコース)	: 1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

※野村ネット＆コールでの購入単位は以下のとおりとなります。

一般コース(分配金を受取るコース)	: 1万口以上1口単位
自動けいぞくコース(分配金が再投資されるコース)	: 1万円以上1円単位

### 購入時手数料変更予定のお知らせ

上表のとおり、当ファンドは購入口数に応じた手数料率を適用していますが、平成28年7月1日以降のお申込み分より、購入代金<sup>※1</sup>に応じた手数料率<sup>※2</sup>に変更させていただきます。変更後の手数料率は下表をご参照ください。

<平成28年7月1日以降>

購入代金	手数料率
1億円未満	3.24% (税抜 3.0%)
1億円以上 5億円未満	1.62% (税抜 1.5%)
5億円以上	0.54% (税抜 0.5%)

※1 購入代金=購入口数×基準価額+購入時手数料(税込)

※2 ただし、口数指定でご購入の場合は、以下のうち低い方の購入時手数料率を適用します。

(1) 基準価額に購入口数を乗じた額(購入金額)に応じた購入時手数料率

(2) 購入金額に(1)を用いて算出した手数料金額を加算した額に応じた購入時手数料率

なお、上記に基づいてお支払いいただく金額(購入代金)を算出した結果、購入口数が多い方が購入代金が少なくなる場合があります。

詳しくは野村證券窓口または野村ネット＆コールのウェブサイトでご確認ください。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。  
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

## 目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)  
この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

### 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

### 当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を(前受金等)お預かりした上で、お受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。

### 当ファンドの販売会社の概要

商号等	野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-9-1
連絡先	03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成13年5月

### ○お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等について

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、下記連絡先までお申し出ください。

[ 野村證券株式会社  
連絡先 03-3211-1811又は お取引のある本支店 ]

### ○指定紛争解決機関のご利用について

お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。  
(ADR機関のご利用に際して不明な点等ございましたら、上記の連絡先までご照会ください)

[ 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル) ]

注)ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

※当ファンドに関するお問い合わせは、お取引のある本支店にご連絡ください。

### 【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

「アジアブランド株式」は、主に海外の株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

「短期アジア現地通貨建て債券」は、主に外貨建て債券を実質的な投資対象としますので、金利変動等による組入債券価格の下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。



33340091